

公益社団法人福岡県医師会 臨床検査精度管理調査訪問支援実施要綱

第1 目的

福岡県内の臨床検査の精度の維持・向上、及び検査値の標準化を目的とする。

第2 対象施設

次に掲げる施設を対象とする。

- (1) 福岡県医師会（以下、「本会」という。）臨床検査精度管理調査の判定評価が別表の評価基準において A 判定評価以外の施設
- (2) その他、本会臨床検査精度管理委員会並びに臨床検査精度管理調査解析委員会において必要と認める施設

第3 支援体制

対象施設の管理者及び業務担当者の同意を得たうえで、本会臨床検査精度管理調査解析委員会委員が対象施設に訪問し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 本会臨床検査精度管理調査の結果に関する原因分析
- (2) 検査方法及び検査機器に関する相談・助言
- (3) その他、各検査業務の作業に関する相談・助言

第4 その他

本支援で知り得た個別の施設情報は、本目的以外に利用することはできないと同時に、改竄、あるいは第三者に漏洩してはならない。

附則

この要綱は、平成 29 年 6 月 29 日から施行する。

別表 福岡県医師会臨床検査精度管理調査評価基準

A判定	—	90%以上の項目が目標値の範囲内に入っている。
B判定	—	80%以上 90%未満の項目が目標値の範囲内に入っている。
C判定	—	70%以上 80%未満の項目が目標値の範囲内に入っている。
D判定	—	目標値の範囲内に入っている項目が 70%未満